

貝がら節の郷づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝がら節の郷づくり事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「貝がら節」をキーワードにして気高地域の発展を目指す貝がら節の郷づくり事業に要する経費を補助することにより、鳥取西地域への観光客の誘致を促進し、もって鳥取市の観光の振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる貝がら節の郷づくり事業とする。

- (1) 貝がら節の保存と伝承及び関係資料の収集を図る事業
- (2) 浜村駅、宝木駅の利用率向上を図る事業
- (3) 文化・芸術のまちづくりに関する事業
- (4) 生姜と温泉と健康をテーマとする事業
- (5) その他鳥取西地域の活性化に寄与すると市長が認めた事業

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う貝がら節の郷づくり協議会（以下「協議会」という。）とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象事業に要する経費（寄附金等の特定財源及び仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、天災その他市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでないものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

- 3 市長は前項による申請を受けたときは、第5条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）本補助金の2割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（概算払）

第9条 規則第11条第1項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付できるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

- 2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月3日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。

様式第 1 号（第 6 条及び第 1 0 条関係）

年度 貝がら節の郷づくり事業補助金事業計画（報告）書

事業名	
事業の目的	(地域活性化に寄与する事業であることが分かるように記入してください。)
事業の内容	
事業期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
参加者・入場者数	人
達成状況	(当該年度の取組に対する達成状況を記入してください。)
消費税の取扱い (いずれか該当するものに○)	・ 一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が 5 %を超えている公益法人等 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住 所

氏 名

連絡先

年度 貝がら節の郷づくり事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあった貝がら節の郷づくり事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第 2 号 別紙（第 1 0 条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6 の計算方法や積算の内訳
 - (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課 税 仕 入 れ	課税売上 対応分	非 課 税 売 上対応分	共 通 対 応 分	非課税仕入 れ	合 計
経 費 の 内 訳							

- (2) 課税売上割合 〇〇%
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法